

# 山口県業務委託共通仕様書

## 令和6年10月改訂

### 1. 業務委託実施要領

### 2. 共通仕様書

#### (1) 設計業務

第1編 共通編	今回改訂
第2編 河川編	今回改訂
第3編 海岸編	今回改訂
第4編 砂防及び地すべり対策編	今回改訂
第5編 ダム編	今回改訂
第6編 道路編	今回改訂
第7編 下水道編	今回改訂

#### (2) 測量業務

今回改訂

#### (3) 地質・土質調査業務

今回改訂

#### (4) 発注者支援業務

#### (5) 用地調査等業務

今回改訂

#### (6) 工損調査業務

削除

### 3. 測量作業等における保安施設設置基準

### 4. 提出書類（参考様式）

今回改訂

### 5. 土地立入関係法令一覧

### 6. 管理技術者、照査技術者の配置及び資格要件

### 7. 契約約款等

## ■主な改訂内容

### ➤各業務共通（設計、測量、地質・土質調査）

- ・発注者が受注者に対して行う検査日の「通知」を「連絡」に変更
- ・現道上の作業について、休日または夜間に作業を行う場合の理由書の提出を廃止（「連絡」に変更）
- ・法令の改正により廃止・統合された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の文言の削除
- ・電子納品に関する要領の改正に伴う成果品の提出方法等の変更

### ➤設計業務共通仕様書（砂防及び地すべり対策編）

- ・第 4304 条、第 4312 条 「施工計画及び仮設構造物設計」の文言（表現）の変更

### ➤地質・土質調査業務共通仕様書

- ・第 118 条 これまで特記仕様書で定めていた一般財団法人国土地盤情報センターの検定及び国土地盤情報データベースへの登録に関する規定を追記
- ・第 505 条外 JGS 規格に関する文言（試験名称等）の変更

### ➤用地調査等業務共通仕様書

- ・山口県では用地調査等共通仕様書と工損調査共通仕様書に分けていたが、内容が重複しているものもあり「用地調査等業務共通仕様書」として 1 つに統一。なお、工損調査の内容は 14 章の地盤変動影響調査へ記載
- ・第 15 条及び第 23 条において成果品の一部（移転工法及び算定）を業務委託期間内の 1 ヶ月前に提出する旨を明記
- ・2×4 工法及びプレハブ工法が統計数値化されたため、建物区分等が変更
- ・消費税調査においてインボイス制度が追加されたため様式追記
- ・用地調査等を「用地調査等業務」に全て変更
- ・立合いを「立会い」に全て変更

- ・残地がある場合は赤色の実線で明記するように記載
- ・軸組工法（在来工法）の（在来工法）の文字削除
- ・第 16 章の検証内容全て削除

#### ➤工損調査共通仕様書

全て削除→用地調査等業務共通仕様書の第 14 章へ移動

#### ➤その他

- ・主要技術基準及び参考図書について、基準日等を最新情報に更新